

障害者総合支援法



ホームヘルプ（訪問系サービス）

ガイドヘルプ（移動支援）

利用の手引き



このパンフレットは、障害者総合支援法（※）に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の対象者やサービスの内容について案内しています。

ご利用の相談は各区福祉保健センター高齢・障害支援課又はこども家庭支援課まで、お問合せください。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

令和7年7月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

1 サービスの種類と対象者

			18歳以上				18歳未満
			身体障害	難病	知的障害	精神障害	障害児(難病含む)
自立支援給付	居宅介護	身体介護	障害支援区分1以上				障害児であることが書類等で確認できる (身体障害は3級以上)
		家事援助					
		通院等介助					
		通院等乗降介助					
		重度訪問介護	障害支援区分4以上(その他要件あり)				
	同行援護	視覚、視野障害、夜盲の障害者(アセスメント票該当者)				要件は18歳以上と同じ	
	行動援護			障害支援区分3以上の行動上著しい困難を有する者(その他要件あり)		要件は18歳以上と同じ	
地域生活支援事業	移動介護	・身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害者(※)	左記と同等の者	外出時に支援を要する者		要件は18歳以上と同じ ※小学生以下は保護者が付き添えない場合に限る	
	通学通所支援 (他の送迎手段や付添いが得られない場合に限る)	・身体障害1～2級の視覚障害者 ・身体障害1～2級で3肢以上の機能障害を有する障害者(※)	左記と同等の者	通学・通所時に支援を要する者		要件は18歳以上と同じ (学齢期前の児童は対象外)	

※ 外出時に主に車椅子を使用する者とし(屋内では伝い歩きできる場合も含む)。

⇒介護保険制度対象者の取り扱いについては、5ページを参照してください。

2 サービス利用にかかる手続き

- ① 利用者は区に「申請書」を提出
 - ↓
- ② 区は支給決定を行い、利用者に「障害福祉サービス受給者証」を発行
 - ↓
- ③ 利用者が事業者を選択して連絡
 - ↓
- ④ 利用者と事業者で事前調整
 - ・「受給者証」の確認
 - ・契約書、重要事項説明書等の取り交わし
 - ・利用目的の確認、サービス実施日程等の調整、利用者へ介護計画書等の交付
 - ↓
- ⑤ サービス提供開始

3 居宅介護について

(1) 居宅介護のサービス内容

日常生活に支障のある障害者（児）の居宅に、ホームヘルパーを派遣します。

このサービスは、利用者自らができることは行っていただき、できないことをヘルパーが支援するものです。

居宅介護のサービス内容は、利用者の身体に直接援助を行う「身体介護」と、掃除・洗濯・調理等の日常生活の援助を行う「家事援助」があります。また、病院や診療所への定期的な通院や、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合の外出支援を行う「通院等介助」及び「通院等乗降介助」のサービス、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス内容・支給量は、利用者の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況、介護を行っている方の状況や環境等を総合的に判断します。

①身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）

＜主な内容＞

- ・食事介助
- ・排泄介助
- ・衣類の着脱
- ・入浴介助
- ・身体の清拭
- ・起床・就寝介助
- ・身体整容（爪切り等）
- ・体位交換
- ・服薬介助・水分補給
- ・特段の専門的配慮をもって行う調理
- ・精神障害者（児）と一緒にいる調理、掃除、洗濯（横浜市独自の取扱い）など

②家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの）

＜主な内容＞

- ・洗濯
- ・掃除・ゴミ出し
- ・調理
- ・買い物（ヘルパーのみで行うもの）
- ・ベッドメイク
- ・薬の受け取り ※1
- ・衣類の整理・被服の補修
- ・育児支援 ※2
- ・代読・代筆 ※3
- など

※1 「薬の受け取り」は、処方箋がある場合のみ、ヘルパーが薬局へ受け取りに行きます。

※2 「育児支援」は、育児をする親が障害のために、子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を十分にできない場合に、代替するものです。

※3 「代読・代筆」のみを目的とした家事援助は、視覚障害者が主な対象と考えられますが、その他障害の状況により同支援が必要であると区が確認できれば、支給決定は可能です。

③通院等介助の内容

通院等介助は、通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。移動手段としては、公共交通機関だけでなくホームヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合も含まれます。

④通院等乗降介助の内容

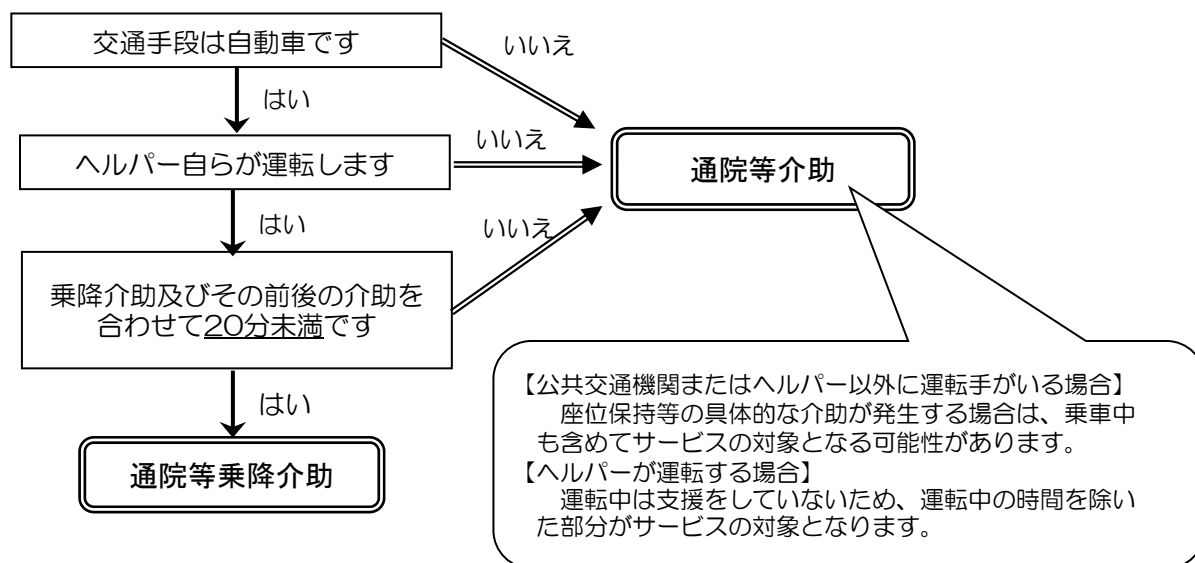
通院等乗降介助は、ホームヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助とともに、乗車前または降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続き（※）を行います。

※下線部の介助や手続きを行わない場合はサービスの対象ではありません。

通院等介助と通院等乗降介助の違い

ホームヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合に、「乗車・降車の介助」及び「乗車前または降車後の屋内外における介助」に要する時間によって、どちらのサービスを利用するかが変わります。

要する時間が20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。



ホームヘルパーが自ら運転する車両の運賃については、事業所へお問い合わせください。ホームヘルパーが自ら車を運転する場合は、事業所は道路運送法上の許可または福祉有償運送の登録が必要となる場合があります。

（２）居宅介護の対象とならないサービス

次に掲げるものは、原則対象となりません。

- ① 利用者が不在時のサービス提供
- ② 利用者が経済活動中におけるサービス提供
- ③ 利用者以外の者のための家事援助 ※育児支援を除く
- ④ 日常的に行われる家事の範囲を超える援助
- ⑤ 保健医療サービス等を利用している間のサービス提供
- ⑥ ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

～具体例～

- ・入院中や医療機関での診療中などの間のサービス提供（※）
- ・留守番や接客
- ・ペットの世話
- ・家屋の修理やペンキ塗り
- ・大掃除、草むしり
- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除や、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除
- ・家族との共有部分（利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢または障害である等特段の事情がある場合で、支援が必要であると認められる場合を除く）の掃除
- ・おせち料理などの特別な手間がかかる調理
- ・金銭管理
- ・医療行為や服薬管理
- ・リハビリ、マッサージ、散髪等の専門的技能を必要とするもの

※院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の移動の介助等や、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合にヘルパーが本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを診察室内において行うことは、対象となる場合があります。

（３）介護保険制度対象者の方へ

介護保険制度の対象となる方（65歳以上の方及び特定疾病【16疾病】による40歳以上65歳未満の方）については、原則として介護保険での訪問介護を優先して利用していただきます。

ただし、下記に該当する場合は、障害者制度の居宅介護等を利用できる場合もありますので、担当のケアマネジャーもしくは各区高齢・障害支援課へご相談ください。

介護保険の訪問介護等のサービスを介護保険制度の支給限度基準額まで受けていても、なお障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合。

※障害固有のニーズとは、障害に起因するもので、日常生活上、継続的な支援を必要とするものに対して支援を行うものです。

（例：身体障害であれば身体障害者手帳の交付要件の障害に起因するもの）

（４）障害児の利用時の注意点

保護者の育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である、という考え方から、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によるものかにより利用の可否を判断します。

以下、利用時の注意点です。

- ・余暇支援や経験拡大、留守番時の見守りなどといったものには利用できません。
- ・乳幼児期の食事作りや洗濯は、保護者に対する育児支援にあたるものであるため家事援助の利用はできません。
- ・保護者が不在時は、原則として利用できません。

※どうしても不在となる場合には、ヘルパーへ何らかの手段で指示が出せる状況にしてください。

4 重度訪問介護について

（１）重度訪問介護のサービス内容

重度の肢体不自由者または行動上著しい困難を有する知的・精神障害者で常時介護を必要とする方に対して、身体介護・家事援助・見守り・外出時（通院等含む）の移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

サービス内容・支給量は、利用者の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況、介護を行っている方の状況や環境等を総合的に判断します。

<サービス内容>

- ・入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・その他生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護

（「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く）

- ・入院中の病院等における意思疎通支援

（障害支援区分４～６かつ入院又は入所前から重度訪問介護を受けている場合に限る）

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

重度訪問介護利用者大学修学支援事業

重度障害がある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等への修学をサポートします。

詳しくは本市ホームページをご確認ください。

重度障害者等就労支援特別事業

重度障害がある方に対し、通勤や職場等において、必要な身体介護等を提供し、就労をサポートします。詳しくは本市ホームページをご確認ください。

5 外出時の支援について

屋外での移動が困難な方が外出する際に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の介護、排泄、食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。

利用できるサービスは、障害種別ごとに異なります。支援の対象となる外出は、以下のものとなります。

（１）対象となる外出

①社会生活上必要不可欠な外出

- ・ 家族の入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会等学校行事、PTA活動（保育所・幼稚園・学校）
- ・ 家計の維持、財産の保全に係る手続・相談（金融機関）※
- ・ 買物（自宅近隣での日用品の買い物）
- ・ 理容、美容（理髪店、美容院）
- ・ 住居の取得、賃貸、維持管理、補修に係る契約、相談（不動産店等）※
- ・ その他、上記に準ずる外出

※財産、経済活動に関する契約手続自体は、支援の対象とはなりません

②余暇活動等のための外出

- ・ 各種行事、研修会
- ・ 余暇、スポーツ、文化活動（映画館、体育館、美術館、各種講座等）
- ・ 初詣、墓参りなど社会的慣習
- ・ ボランティア活動
- ・ その他、上記に準ずる外出

(2) 対象とならない外出

原則、次に掲げるものは対象となりません。

- ① 通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出
- ② 宗教（布教）活動や特定の利益を目的とする団体活動
- ③ 事業者や団体が企画する活動中の外出
- ④ 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
- ⑤ サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動
- ⑥ サービス提供者に資格・習熟・用具の準備を求める活動
- ⑦ サービス提供者が危険を伴う活動
- ⑧ 通年かつ長期にわたる外出（通学通所支援を除く）
- ⑨ その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業を適用することが適当でないと認められる外出及び活動

～主な例～

- ・利用者が自転車や自動車等の移動手段を自ら運転する外出
- ・ヘルパーが単独で外出するもの
- ・一緒にプールや温泉に入る、スポーツやカラオケを一緒に行う等の活動そのものの支援（ただし、活動中に排泄介助等の具体的な身体介護を要する間、その間の見守りは可）
- ・週に複数回の稽古事等、通年かつ長期にわたる外出
- ・旅行等の宿泊中を含む外出（宿泊先まで及び宿泊先からの移動部分についての利用は可）※同行援護・行動援護については取り扱いが異なる場合があります。
- ・宗教（布教）活動等
（慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓参り、単に一般聴衆として参加する宗教的集まり等は可）



（３）小学生以下の利用についての注意点

☆「行動援護」は除く

小学生の障害児の利用については、保護者等、他の付き添いが得られない場合にのみ利用ができます。付き添えない理由については、以下に該当することが必要です。

また、原則として未就学児は利用できません。

ア 社会的理由にあたるもの

- ・ 疾病（入院、通院、服薬を行っている状況）
- ・ 出産、看護
- ・ 就労、出張、転勤
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 事故、災害、失踪
- ・ きょうだい児の学校行事等公的行事への参加

イ 対象児の行動障害が顕著であるなど保護者一人では対応できない場合

※介護疲れ、対象児以外の子どもとの時間を確保したいといった理由では利用できません。また、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない場合は利用できません。

5 -1 同行援護

- ★「移動介護」との併用は不可。
- ☆「通学通所支援」との併用は可能。

同行援護とは、視覚、視野、夜盲等の視覚障害者（児）向けの外出支援サービスです。

（１）同行援護のサービス内容

- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・ 排泄・食事等の介護
- ・ その他外出する際に必要となる援助

※「同行援護」は居室内での外出準備、外出後の片づけ等はサービス提供ができません。居室内での支援の必要がある方はお申し出ください。

5 -2 行動援護

- ★「移動介護」との併用は原則不可。
- ☆「通学通所支援」との併用は可能。

行動援護とは、行動上著しい困難を有する障害者（児）であって、常時介護を要する方への外出支援サービスです。

（１）行動援護のサービス内容

- ・ 利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- ・ 外出時における移動中の介護
- ・ 排せつ及び食事等の介護
- ・ その他行動する際に必要な援助

5-3 移動介護

移動介護とは、外出時に支援を要する障害者向けの外出支援サービスです（サービスの対象者は1ページ「1 サービスの種類と対象者」参照）。

（1）移動介護のサービス内容

7ページ「（1）対象となる外出」の支援

※必要に応じて、以下も外出に付随する業務として実施します。

- ・情報の伝達（メモ・聞き取り・伝言、行き先の指示や案内等）
- ・代行行為（本人の指示に基づく金銭の授受や権利義務に関する事実行為等）
- ・身体介助（必要に応じた食事、着脱衣、排泄等の身体介助）

5-4 通学通所支援

通学通所支援とは、「移動介護」「行動援護」の対象となる方及び重度視覚障害の方への通学・通所支援サービスです。

※年齢に関わらず、他の送迎手段や付添いが得られない場合に限ります。

（1）通学通所支援のサービス内容

下記の通学先・通所先への外出支援

ア 通学

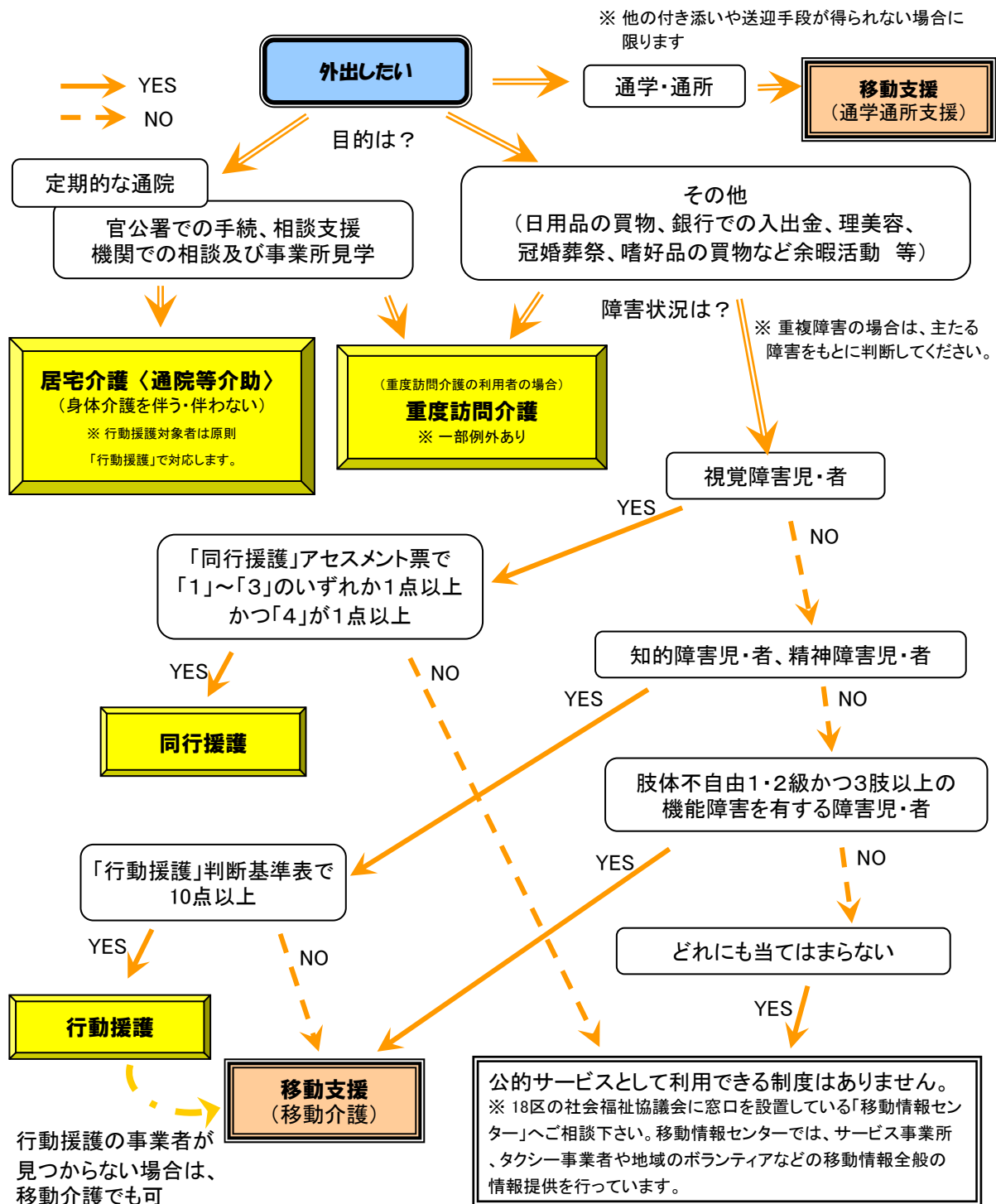
- ・特別支援学校 ※原則、普通校は対象外

イ 通所

- ・日中系サービス事業所への通所
（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）
- ・放課後等デイサービス事業所への通所（児童）
- ・日中一時支援施設への送迎
- ・その他前各号に準ずる外出

※移動介護と同じく、情報の伝達、代行行為、身体介助も必要に応じて実施します。

参考：外出支援サービス 適用フローチャート



6 各サービスの支給量基準について

障害福祉サービス等の支給量基準（公費により助成する量）は、市町村が定めることとされているため、横浜市では一定の指標として支給量基準を定めています。

具体的な支給量の決定は、障害支援区分の他、利用者のサービス利用意向、家族等の介護者の状況、社会的活動状況など概況調査で得られる事項、サービス等利用計画案を勘案して、個別に支給決定を行います。

（１）居宅介護

○身体介護（週）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
3時間	3. 5時間	4時間	6時間	11時間	16時間	8時間

○家事援助（週）

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
3時間	3. 5時間	4時間	6時間	7時間	8時間	4時間

○通院等介助・通院等乗降介助（行動援護及び重度訪問介護の通院等介助分）

- ・区分に関わらず、必要分を支給

（２）重度訪問介護（週）

区分4	区分5	区分6
32時間	40時間	52時間

（３）同行援護、行動援護、重度訪問介護移動介護分

- ・区分に関わらず、48時間／月（行動援護及び重度訪問介護の通院等介助分は除く）

（４）移動介護及び通学通所支援

- ・移動介護と通学通所支援を合計して、30時間／月

※移動介護のうち、社会生活上必要不可欠な外出及び通学通所支援を合計して、30時間を超過する場合は48時間／月

7 事業所との契約について

利用者は、利用する個々のサービスごとに事業者と利用契約を結ぶことになります。思わぬ不利益やトラブルにならないように、契約書やそれに伴う重要事項説明書は、必ず書面でとりかわし、内容をよく確認してください。

契約書や重要事項説明書のポイント

●サービスの内容

サービスの種類と内容がきちんと記載されているか。

⇒サービスの詳細な内容については契約書とは別の説明書などに記載されることもあります。

●契約期間

契約期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)が記載されているか。

⇒契約期間が満了した後の契約更新の取扱いがきちんと記載されているか。

●サービス内容の説明

サービス内容やサービス提供記録を、利用者に説明したり、提供することが記載されているか。

●利用者負担金

利用者負担金がきちんと記載されているか。

⇒法令で認められる負担以外に、協力金、使用料などのあいまいな費用が課されていないか。
事業者の都合で変更できるような書き方をしていないか。

●苦情対応

事業者は苦情に対応する窓口や担当者を明らかにするなどの対応を定めているか。

●利用者の解約権

利用者からの契約の解除が可能であることが記載されているか。

⇒違約金が必要になっていないか。

●サービス利用の取消（キャンセル）

予定されているサービス利用を中止できることが定められているか。

⇒多額のキャンセル料が必要になっていないか。

●利用者負担金の滞納

利用者負担金を滞納した場合でも、一定の猶予期間を設けるなどの配慮をしているか。

⇒直ちにサービスを停止できることや違約金を支払うことが定められていないか。

●損害賠償

利用者の身体・財産に損害を与えたときは、事業者が損害を賠償することが定められているか。

●秘密保持

利用者および家族に関する個人情報を、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しないことが記載されているか。

●その他

⇒具体的な支援は、事業所の作成する**支援計画書**に沿って提供されます。支援計画書は十分に説明を受け、交付を受けてください。

⇒サービス利用に係る給付費は、事業所の請求に基づき横浜市が法定代理受領の形式で支払いを行います。給付費の総額や内訳については、事業所が発行する「**代理受領額通知書**」にて確認してください。また、自己負担額がある場合は、事業所の請求に基づき支払を行い、領収証を受け取ってください。

【各区お問合せ先】※市外局番は「045」です

区	担当	電話	FAX	区	担当	電話	FAX
鶴見	障害者	510-1847	510-1897	金沢	障害者	788-7849	786-8872
	障害児	510-1839	510-1887		障害児	788-7772	788-7794
神奈川	障害者	411-7114	324-3702	港北	障害者	540-2237	540-2396
	障害児	411-7113	321-8820		障害児	540-2320	540-2426
西	障害者	320-8417	290-3422	緑	障害者	930-2433	930-2310
	障害児	320-8402	322-9875		障害児	930-2432	930-2435
中	障害者	224-8165	224-8159	青葉	障害者	978-2453	978-2427
	障害児	224-8171			障害児	978-2457	978-2422
南	障害者	341-1141	341-1144	都筑	障害者	948-2316	948-2490
	障害児	341-1152	341-1145		障害児	948-2321	948-2309
港南	障害者	847-8459	845-9809	戸塚	障害者	866-8463	881-1755
	障害児	847-8457	842-0813		障害児	866-8468	866-8473
保土ヶ谷	障害者	334-6384	331-6550	栄	障害者	894-8068	893-3083
	障害児	334-6353	333-6309		障害児	894-8959	894-8406
旭	障害者	954-6128	955-2675	泉	障害者	800-2485	800-2513
	障害児	954-6117	951-4683		障害児	800-2448	800-2524
磯子	障害者	750-2416	750-2540	瀬谷	障害者	367-5715	364-2346
	障害児	750-2439			障害児	367-5703	367-2943

横浜市健康福祉局障害自立支援課 電話：671-2401（移動支援係）2402（居宅サービス担当）FAX 671-3566

横浜市ホームページのご案内

<https://www.city.yokohama.lg.jp/> [トップページ]

●各サービスについては、「ホームヘルプ」or「ガイドヘルプ」と検索してください。